

# XIV 教職課程履修要項

## A 教育職員免許状について

### 1. 教育職員免許状とは

日本の「学校」<sup>(注)</sup>で教壇に立つためには、教育職員免許状（以下、「教員免許」）が必要です。本学では、中学校と高等学校の英語の教員免許などが取得できます（学科・専攻により取得できる教員免許が異なります）。また、3年次から千葉経済大学短期大学部の科目を履修することにより、卒業時に小学校免許を同時に取得する制度もあります。

（注）学校教育法第1条に規定される幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校など

### 2. 本学の求める教員像

高い英語力と国際的な視野を身につけ、使命感を持って生徒の指導にあたりると共に同僚と協調できる人間性豊かな教師

「言葉は世界をつなぐ平和の礎」という本学の理念に基づき教員を養成します。具体的には、英語指導を通して言葉の持つ魅力や他言語への憧れを喚起し、英語と将来において関わることに関心を持つ生徒を育成できる教員となる必要があると本学では考えています。そのため、まずは高い英語力を養うとともに、使命感を持って教育に臨む姿勢を求めるほか、コミュニケーションのとれる人間性を陶冶します。

### 3. 本学で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

文部科学大臣から教職課程の認定を受け、本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科は次のとおりです。

	中学校教諭一種免許状 (英語)・高等学校教諭 一種免許状 (英語)	高等学校教諭一種 免許状 (中国語)	高等学校教諭一種 免許状 (韓国語)	高等学校教諭一種免 許状 (スペイン語)
英米語学科	○			
アジア言語学科中国語専攻	※	○		
韓国語専攻	※		○	
インドネシア語専攻	○			
ベトナム語専攻	○			
タイ語専攻	○			
イペロアメリカ言語学科スペイン語専攻	※			○
ブラジル・ポルトガル語専攻	○			
国際コミュニケーション学科 国際コミュニケーション専攻	○			

備考 ※中国語、韓国語、スペイン語各専攻においては、自分の専攻する言語と英語の中学校一種・高等学校一種の教員免許（副免）を合わせて取得することを原則とします。

○英語の免許は中学校一種・高等学校一種の両方を取得することを原則とします。

国際コミュニケーション学科国際ビジネスキャリア専攻の学生は、教員免許を取得することはできません。

#### 4. 教員免許取得に必要な科目・単位数

教員免許を取得するためには、卒業に必要な単位の他に次に示す「教員免許取得に必要な科目」区分から、それぞれ定められた単位を修得することが必要です。教育職員免許法で定められた最低修得単位数と、本学基準の単位数が異なるので詳細は、「B 教職課程の履修について」を参照してください。

教員免許取得に必要な科目		教育職員免許法 (平成28年改正法) での最低修得単位数		本学における科目
		中一種	高一種	
(1)	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24	自分の所属する学科・専攻の(1)~(5)のうち<各学科共通部分>の項及び(1)イ) 教科に関する専門的事項の項にそって履修します
(2)	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	(1)~(5)のうち<各学科共通部分>の項にそって履修します
(3)	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8	
(4)	教育実践に関する科目	7	5	
(5)	大学が独自に設定する科目	4	12	自分の所属する学科・専攻の(5)大学が独自に設定する科目の項にそって履修します
(6) 第66条の6に定める科目	日本国憲法に関する科目	2	2	「憲法Ⅰ」又は「憲法Ⅱ」
	体育に関する科目	2	2	「体育・スポーツ」を2種目
	外国語コミュニケーションに関する科目	2	2	自分の所属する学科・専攻の1年次必修英語科目・地域言語科目
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作に関する科目	2	2	「情報基礎Ⅰ」及び「情報基礎Ⅱ」

#### 【教員免許取得に必要な単位の注意事項】

中学と高等学校の免許を同時に取得するため、上表のそれぞれの最低修得単位数のうち、多い方の単位数を修得する必要があります。また、本学が定めた最低修得単位数が上表を上回る場合には、本学基準の単位数を取得してください。

なお、上表の科目のうち下記の科目は自由選択科目として8単位まで卒業要件単位に充てることができます。

- (1) 教科及び教科の指導法に関する科目 のうち、100ページにあるロ) 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
- (2) 教育の基礎的理解に関する科目
- (3) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

#### ◎ 履修上限緩和申請について

3年次までの履修上限は各学期20単位までですが、認定留学・他の資格課程の履修等の事情により、履修上限の緩和が必要な場合、申請により履修上限を24単位まで緩和することが可能です。毎学期、学期初めの申請期間に案内にしたがって申請してください。

- ◎ 在学中に留学・休学を予定している場合は、履修計画に注意が必要です。必ず教務部教職担当に申し出て確認をうけてください。

## B 教職課程履修の流れ

下記のスケジュールに基づいて、ガイダンスに必ず出席し、諸々の手続きを行ってください。

所定のガイダンスに出席しない場合や、提出物や手続きの遅れがある場合は、教職課程の履修を継続できないことがあります。

○ガイダンス    ★授業    □提出物    ▼手続き

	1 年	2 年	3 年	4 年
	○ガイダンス	○ガイダンス	○ガイダンス	○ガイダンス
4月			○介護等体験実習ガイダンス	
			▼介護等体験申し込み	
		▼教職課程のWebでの資格登録	▼教職課程のWebでの資格登録の確認	▼教職課程のWebでの資格登録の確認
				○教員採用試験ガイダンス
5月			▼教育実習校への依頼状提出	★教育実践実習 I・II
6月	○教職ポートフォリオガイダンス	○教職ポートフォリオガイダンス	★介護等体験	
7月			○介護等体験実習事前指導	□教育実践実習日誌の提出
				教員採用試験（1次）
8月				○2次試験対策講座
				教員採用試験（2次）
9月		▼教職課程のWebでの資格登録の確認	★教育事前事後実習（後期）	★教職実践演習（中・高）
				□戸籍抄本の提出
10月			▼教職ポートフォリオ面談	
11月		□教職ポートフォリオ提出	□教職ポートフォリオ提出	○免許状一括申請説明会
12月				▼手続書類記入
1月		○実習校開拓のガイダンス	□介護等体験実習日誌の提出	□教職ポートフォリオの提出
		○介護等体験実習事前ガイダンス	□教育実践実習日誌の提出	
3月		▼教職課程履修費納入		
				卒業式（教員免許の授与）

※スケジュールは目安です。

※教職関係の呼び出し連絡は学生用ポータルサイト（UNIPA）及び各学年のGoogle Classroomに掲示するのでよく注意してください。

※教育実践実習日誌は、教育実習終了後3週間以内を目安に提出してください。

### 1. 教職課程履修の費用

教職課程履修希望者は、「教職課程履修費」30,000円を介護等体験実習の事前ガイダンス後に納入します。

（介護等体験実習を2年次に行う学生は1年次に納入します。）

### 2. 介護等体験実習について

#### 1) 介護等体験の目的

教職を志す学生に「障害者、高齢者等に対する介護、介助、交流等の体験」として、社会福祉施設や特別支援学校で7日間の体験を義務づけ、その体験を、将来の教育活動に生かすことを願って行われるものです。原則として3年次で行いますが、小学校教諭免許取得支援課程を履修する場合には、2年次での実習が望まれます。

#### 2) 事前ガイダンスの実施

介護等体験実習を履修する者は、履修の前年度（2年次又は1年次）の12月または1月に行われる「介護等体験実習事前ガイダンス」に必ず出席してください。

#### 3) 介護等体験実習の流れ

※詳細はガイダンスで指示するので、必ず全てに出席すること。

1.（前年度）1月：介護等体験実習事前ガイダンスに出席

↓

2. (前年度) 2月: 介護等体験実習ガイダンスに出席、申込書類を教務部教職担当に提出  
↓
  3. 前期履修登録期間: 「介護等体験実習」を履修登録  
↓
  4. 5月中～下旬: 受入施設と日程決定 (日程表を配布)  
↓
  5. 7月下旬: 介護等体験実習事前指導に出席 (特別支援学校の先生のご講話)  
↓
  6. 5月下旬～12月下旬頃: 個別に定められた日程で社会福祉施設・特別支援学校の実習に参加  
↓
  7. 12月下旬: 介護等体験実習日誌・報告書と福祉施設実習修了証明書の提出
- ※上記は予定であり、日程が変更になることがあります。

### 3. 教育実習 (教育実践実習 I・II) について

#### 1) 教育実習の目的

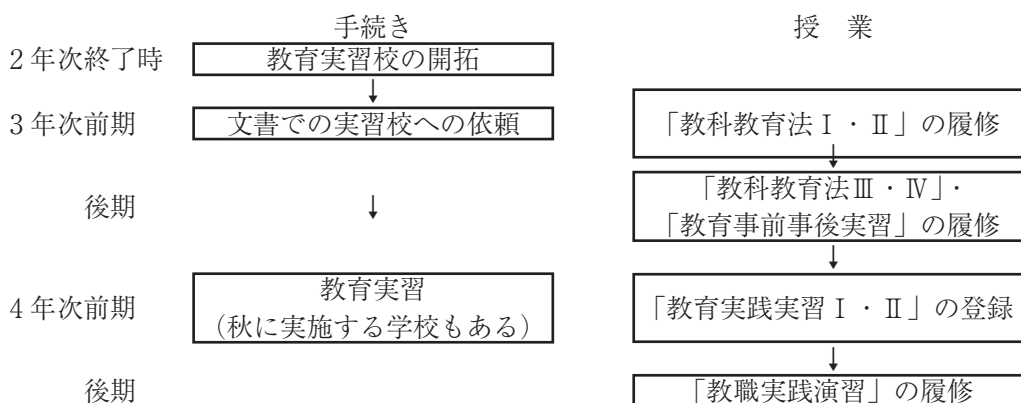
教育実習は、教育職員免許法施行規則に基づき、中学校・高等学校の現実の教育の場において、大学で学んだ理論や知識を基に、実習を通して教育の実践的な知識・技能・態度等の基礎を修得し、教員としての自覚を高めることを目的とします。

#### 2) 教育実習の履修条件

1	教育実習を行う年度中に卒業できる見込みがあること※
2	教職に関する科目のうち、原則として「教育原理」「教育心理学」、及び「道徳教育の指導法」(中学校免許希望者)を修得していること
3	「教科教育法 I・II」を前年度までに修得していること。英語で教育実習を行う場合、「英語科教育法 III・IV」も前年度までに修得していることが望ましい
4	「教育事前事後実習」を教育実習を行う前年度に修得していること
5	「教育実践実習 I」及び「教育実践実習 II」の履修登録をしていること
6	英語で実習する場合、教育実習を行う学年 (4年) の前期履修登録時まで、A基準 (TOEIC730点, TOEFL520点, iBT 新基準, IELTS6.0, 英検準1級1次合格) のスコアを取得していること

※本学卒業後に、科目等履修生として教育実習などの不足単位を修得して、教員免許状を取得することも可能です。

#### 3) 教育実習の手続きの流れ



## C 教職課程の履修について

教員免許を取得するためには、教育職員免許法施行規則に定めた下記の科目区分から、それぞれ本学が定める単位数を修得しなければなりません。

- (1) 教科及び教科の指導法に関する科目
  - イ) 教科に関する専門的事項
  - ロ) 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
- (2) 教育の基礎的理解に関する科目
- (3) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- (4) 教育実践に関する科目
- (5) 大学が独自に設定する科目
- (6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

### (1)～(5)のうちの<各学科共通部分>

各分野での必修科目、選択必修科目を含めて必要単位数を修得します。

教育職員免許法施行規則所定			本 学 基 準				
分 野	各科目に含める必要事項	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修に適した年次	備 考	最低修得単位数
(1) 教科及び 教科の指 導法に関 する科目	イ) 教科に関する専門的事項	中28 高24	※自分の所属する学科・専攻の(1)イ)教科に関する専門的事項の項を参照	20			20
	ロ) 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		英語科教育法Ⅰ	2	3 (注2)	免許状の教科ごとに定められた科目(注1)	中 8 高 4
			英語科教育法Ⅱ	2			
			英語科教育法Ⅲ	2			
英語科教育法Ⅳ	2						
(2) 教育の基 礎的理解 に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中・高 10	教育原理	2	1～2		中・高 11
			教師論	2	1～4		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2	2～4		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2	2～3		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		1	2～3			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		2	2～4			

(3) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の指導法	2	2~3	中学校一種免許 状取得希望者は 必修(注3)	中10 高8
	総合的な学習の時間の指導法(中)／総合的な探究の時間の指導法(高)		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2~4		
	特別活動の指導法		教育方法論・ICT活用	2	2~4		
	教育の方法及び技術						
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	2	2~4		
	生徒指導の理論及び方法		教育相談	2	2~4		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法							
(4) 教育実践に関する科目	教育実習	中7 高5	教育事前事後実習	2	3	(注4)	中8 高6
			教育実践実習Ⅰ	2	4	(注5)	
			教育実践実習Ⅱ	2	4	中学校一種免許 状取得希望者は 必修(注5)	
	教職実践演習		2	4			
(5) 大学が独自に設定する科目		中4 高12	教科及び教科の指導法に関する科目 ※自分の所属する学科・専攻の(1)イ)教科に関する専門的事項の項で最低必要単位数を越えて修得した単位 English for Liberal Arts (英米語学科のみ) 介護等体験実習 (中一必修) 道徳教育の指導法 (高一のみ)	中11 高12			中11 高12
計		中59 高59	中学校68単位以上／高等学校61単位以上必修				

注1	英語科教育法は、ⅠとⅡを修得後にⅢとⅣを履修する。Ⅰ、Ⅱは3年次の履修登録時までにはB基準のスコア取得済みであること。 中国・韓国・スペイン語科教育法は、ⅡはⅠを修得済の場合に履修できる。
注2	どの学科の学生もB基準が履修条件となる。
注3	「道徳教育の指導法」を高等学校1種免許の申請に使用する場合は、その単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に充てることができる。
注4	99ページにある教育実習の履修条件を満たし、次年度実習予定の者(3年次であっても次年度教育実習を行わないものは履修できない。)
注5	英語で実習を行う場合、どの学科の学生も当該年度の履修登録時までにはA基準のスコアを取得済みであること。 原則として、3週間(15日)以上の実習を行い「教育実践実習Ⅰ・Ⅱ」の両科目として認定する。 なお本学では、中学校一種、高等学校一種の英語の教員免許を取得することを原則としているが、英語以外の外国語で自分の専攻する言語の高等学校1種免許のみを取得する場合は2週間以上の実習で「教育実践実習Ⅰ」として認定する。

〈英米語学科〉

(1) イ) 教科に関する専門的事項

「教科に関する専門的事項」は、英語学・英語文学・英語コミュニケーション・異文化理解の分野に分かれています。各分野での教職必修科目、教職選択必修科目を含めて必要単位数を修得します。

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
英 語 学	1	◎英語学概論 ○英語音声学 ○Outline of English Phonetics ○英語統語論 I ○現代英文法 ○Approaches and Strategies in Learning English ◎第二言語習得研究 ○Issues in Second Language Acquisition ◎外国語評価法	4 4 4 4 4 4 4 4 2	1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 3~4 2~4	◎印3科目を含む 10単位以上必修
英 語 文 学	1	○英文学の歩み I ○英文学の歩み II ●米文学の歩み I ●米文学の歩み II ●Survey of American and English Literature ○英文学と文化 I ○英文学と文化 II ●米文学と文化 I ●米文学と文化 II ●Themes in American and English Literature	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1~4 1~4 1~4 1~4 2~4 3~4 3~4 3~4 3~4 2~4	○印1科目及び● 印1科目を含む4 単位以上必修
英 語 コミュニケーション	1	◎Media English I ◎Media English II ◎Academic Literacies : Reading I ◎Academic Literacies : Reading II ◎Academic Literacies : Writing I ◎Academic Literacies : Writing II Public Speaking Debate 英語オーラルインタープリテーション	2 2 2 2 2 2 4 4 4	2 2 2 2 2 2 1~4 1~4 2~4	◎印を含む12単位 以上必修
異 文 化 理 解	1	地域比較文化論 I 地域比較文化論 II ○英国研究入門 I ○英国研究入門 II ○米国研究入門 I ○米国研究入門 II ○オセアニア研究入門 I ○オセアニア研究入門 II ○カナダ研究入門 I ○カナダ研究入門 II 米国史概論 I 米国史概論 II 米国社会論 I 米国社会論 II 英国文化実地研究 オセアニア文化実地研究 カナダ文化実地研究 TESOL海外研究	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4	2~4 2~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	○印2科目を含む 4単位以上必修
計	4	※(1)イ)教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに(5)「大学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこの表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

○●印は教職選択必修科目

(5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
中4 高12	(1)イ) 教科に関する専門的事項 English for Liberal Arts	10	3~4	(1)イ) 教科に関する専門的事項で20単位を超えて取得した単位とEnglish for Liberal Artsの合計取得単位数が10単位以上
	介護等体験実習	1	2~4	
	道德教育の指導法	2	2~3	
計	中学校11単位／高等学校12単位以上必修			

(6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
日 本 国 憲 法	2	○憲法Ⅰ	2	1~4	2単位以上必修
		○憲法Ⅱ	2	1~4	
体 育	2	◎体育・スポーツ	1	1~4	2種目2単位必修
		◎体育・スポーツⅡ	1	1~4	
外 国 語 コミュニケーション	2	◎Freshman EnglishⅠ	4	1	◎印12単位必修
		◎Freshman EnglishⅡ	4	1	
		◎Foundational Literacies:Reading & WritingⅠ	2	1	
		◎Foundational Literacies:Reading & WritingⅡ	2	1	
数理、データ活用 及び人工知能に 関する科目又は 情報機器の操作	2	◎情報基礎Ⅰ	1	1~4	2単位必修
		◎情報基礎Ⅱ	1	1~4	
計		中学校・高等学校 18単位			

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目



異文化理解	1	中国思想概論Ⅰ	2	1～4	◎印1科目を含む 2単位以上必修
		中国思想概論Ⅱ	2	1～4	
		◎中国文化概論Ⅰ	2	1～4	
		中国文化概論Ⅱ	2	1～4	
		中国文化研究Ⅰ	2	2～4	
		中国文化研究Ⅱ	2	2～4	
		中国史概論Ⅰ	2	1～4	
		中国史概論Ⅱ	2	1～4	
		中国社会事情Ⅰ	2	1～4	
		中国社会事情Ⅱ	2	1～4	
		中国社会研究Ⅰ	2	2～4	
		中国社会研究Ⅱ	2	2～4	
		中国经济概論Ⅰ	2	1～4	
		中国经济概論Ⅱ	2	1～4	
		中国经济研究Ⅰ	2	2～4	
		中国经济研究Ⅱ	2	2～4	
		中国政治外交概論Ⅰ	2	1～4	
		中国政治外交概論Ⅱ	2	1～4	
		中国政治外交研究Ⅰ	2	2～4	
		中国政治外交研究Ⅱ	2	2～4	
計	4	※(1)イ 教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに「大学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこの表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

#### (5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
高12	介護等体験実習	1	2～4	3年次に履修することが望ましい
	道德教育の指導法	2	2～3	
	(1)イ 教科に関する専門的事項	10		(1)イの表で20単位を超えて取得した単位
計	高等学校12単位以上必修			

#### (6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
日本国憲法	2	○憲法Ⅰ	2	1～4	2単位以上必修
		○憲法Ⅱ	2	1～4	
体 育	2	◎体育・スポーツ	1	1～4	2種目2単位必修
		◎体育・スポーツⅡ	1	1～4	
外国語 コミュニケーション	2	◎中国語基礎Ⅰ(a)	4	1	◎印12単位必修
		◎中国語基礎Ⅰ(b)	2	1	
		◎中国語基礎Ⅱ(a)	4	1	
		◎中国語基礎Ⅱ(b)	2	1	
数理、データ活用 及び人工知能に 関する科目又は 情報機器の操作	2	◎情報基礎Ⅰ	1	1～4	2単位必修
		◎情報基礎Ⅱ	1	1～4	
計		中学校・高等学校 18単位			

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目

〈アジア言語学科〉韓国語専攻

「教科に関する専門的事項」は、韓国語学・韓国文学・韓国語コミュニケーション・異文化理解の分野に分かれています。各分野での教職必修科目、教職選択必修科目を含めて必要単位数を修得します。

(1) イ) 教科に関する専門的事項

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
韓 国 語 学	1	◎韓国語学概論Ⅰ	2	2～4	◎印2科目を含む 4単位以上必修
		◎韓国語学概論Ⅱ	2	2～4	
		韓国語文法論Ⅰ	2	2～4	
		韓国語文法論Ⅱ	2	2～4	
		日韓対照言語研究Ⅰ	2	2～4	
		日韓対照言語研究Ⅱ	2	2～4	
		韓国語社会言語学Ⅰ	2	2～4	
		韓国語社会言語学Ⅱ	2	2～4	
		韓国語表現法Ⅰ	2	3～4	
		韓国語表現法Ⅱ	2	3～4	
		時事韓国語Ⅰ	2	3～4	
		時事韓国語Ⅱ	2	3～4	
		韓国語対話文Ⅰ	2	3～4	
		韓国語対話文Ⅱ	2	3～4	
		韓国語講読Ⅰ	2	3～4	
韓国語講読Ⅱ	2	3～4			
韓 国 文 学	1	◎韓国現代文学研究Ⅰ	2	2～4	◎印1科目を含む 2単位以上必修
		韓国現代文学研究Ⅱ	2	2～4	
韓 国 語 コミュニケーション	1	◎韓国語基礎Ⅲ	5	2	◎印2科目及び○ 印1科目を含む12 単位以上
		◎韓国語基礎Ⅳ	5	2	
		○韓国語口頭表現Ⅰ	2	3～4	
		○韓国語口頭表現Ⅱ	2	3～4	
		○韓国語通訳法基礎Ⅰ	2	3～4	
		○韓国語通訳法基礎Ⅱ	2	3～4	
		○韓国語通訳法上級Ⅰ	2	3～4	
		○韓国語通訳法上級Ⅱ	2	3～4	
		○韓国語翻訳法基礎Ⅰ	2	3～4	
		○韓国語翻訳法基礎Ⅱ	2	3～4	
		○韓国語翻訳法上級Ⅰ	2	3～4	
		○韓国語翻訳法上級Ⅱ	2	3～4	
異 文 化 理 解	1	◎韓国文化概論Ⅰ	2	1～4	◎印1科目を含む 2単位以上必修
		韓国文化概論Ⅱ	2	1～4	
		韓国文化特定研究Ⅰ	2	2～4	
		韓国文化特定研究Ⅱ	2	2～4	
		韓国映像文化論Ⅰ	2	2～4	
		韓国映像文化論Ⅱ	2	2～4	
		韓国政治論Ⅰ	2	2～4	
		韓国政治論Ⅱ	2	2～4	
		韓国経済論Ⅰ	2	2～4	
		韓国経済論Ⅱ	2	2～4	
		韓国史概論Ⅰ	2	1～4	
		韓国史概論Ⅱ	2	1～4	
		韓国近代史Ⅰ	2	2～4	

		韓国近代史Ⅱ	2	2～4	
		韓国史特講Ⅰ	2	2～4	
		韓国史特講Ⅱ	2	2～4	
		日韓関係史Ⅰ	2	2～4	
		日韓関係史Ⅱ	2	2～4	
計	4	※(1)イ) 教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに(5)「大学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこの表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目

#### (5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
高12	介護等体験実習	1	2～4	3年次に履修することが望ましい
	道徳教育の指導法	2	2～3	
	(1)イ) 教科に関する専門的事項	10		(1)イ)の表で20単位を超えて取得した単位
計	高等学校12単位以上必修			

#### (6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
日 本 国 憲 法	2	○憲法Ⅰ	2	1～4	2単位以上必修
		○憲法Ⅱ	2	1～4	
体 育	2	◎体育・スポーツ	1	1～4	2種目2単位必修
		◎体育・スポーツⅡ	1	1～4	
外 国 語 コミュニケーション	2	◎韓国語基礎Ⅰ	5	1	◎印10単位必修
		◎韓国語基礎Ⅱ	5	1	
数理、データ活用 及び人工知能に 関する科目又は 情報機器の操作	2	◎情報基礎Ⅰ	1	1～4	2単位必修
		◎情報基礎Ⅱ	1	1～4	
計		中学校・高等学校 16単位			

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目

〈アジア言語学科〉 中国語専攻・韓国語専攻 英語「副免」

「教科に関する専門的事項」は、英語学・英語文学・英語コミュニケーション・異文化理解の分野に分かれています。各分野での教職必修科目、教職選択必修科目を含めて必要単位数を修得します。

(1) イ) 教科に関する専門的事項

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
英 語 学	1	◎英語学概論 ○英語統語論 I ○現代英文法	4 4 4	1~4 1~4 1~4	◎印1科目及び○ 印1科目を含む8 単位以上必修
英 語 文 学	1	○英文学の歩み I ○英文学の歩み II ●米文学の歩み I ●米文学の歩み II ●Survey of American and English Literature ○英文学と文化 I ○英文学と文化 II ●米文学と文化 I ●米文学と文化 II ●Themes in American and English Literature	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1~4 1~4 1~4 1~4 2~4 3~4 3~4 3~4 3~4 2~4	○印1科目及び● 印1科目を含む4 単位以上必修
英 語 コミュニケーション	1	〈英語科目〉 ◎Freshman English I (CK) ◎Freshman English II (CK) ◎総合英語 I ◎総合英語 II ◎Sophomore English I (CK) ◎Sophomore English II (CK) ◎総合英語 III ◎総合英語 IV ◎English for Multicultural Communication 時事英語 I 時事英語 II ビジネス英語 I ビジネス英語 II	2 2 1 1 2 2 1 1 4 2 2 2 2	1 1 1 1 2 2 2 2 3~4 1~4 1~4 1~4 1~4	◎印を含む8単位 以上必修            ※4単位まで算入可
異 文 化 理 解	1	○英国研究入門 I ○英国研究入門 II ○米国研究入門 I ○米国研究入門 II ○オセアニア研究入門 I ○オセアニア研究入門 II ○カナダ研究入門 I ○カナダ研究入門 II	2 2 2 2 2 2 2 2	1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	○印1科目を含む 2単位以上必修
計	4	※(1)イ)教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに(5)「大 学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこ この表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

○●印は教職選択必修科目

(5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
中4 高12	介護等体験実習	1	2~4	3年次に履修することが望ましい
	道徳教育の指導法	2	2~3	
	(1) イ) 教科に関する専門的事項	10		(1) イの表で20単位を超えて取得した単位
計	中学校11単位／高等学校12単位以上必修			

(6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

中国語専攻105ページ、韓国語専攻107ページの(6)の表と同じ。

〈アジア言語学科〉 インドネシア語専攻・タイ語専攻・ベトナム語専攻

(1) イ) 教科に関する専門的事項

「教科に関する専門的事項」は、英語学・英語文学・英語コミュニケーション・異文化理解の分野に分かれています。各分野での教職必修科目、教職選択必修科目を含めて必要単位数を修得します。

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
英 語 学	1	◎英語学概論 ○英語統語論 I ○現代英文法	4 4 4	1~4 1~4 1~4	◎印1科目及び○ 印1科目を含む8 単位以上必修
英 語 文 学	1	○英文学の歩み I ○英文学の歩み II ●米文学の歩み I ●米文学の歩み II ●Survey of American and English Literature ○英文学と文化 I ○英文学と文化 II ●米文学と文化 I ●米文学と文化 II ●Themes in American and English Literature	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1~4 1~4 1~4 1~4 2~4 3~4 3~4 3~4 3~4 2~4	○印1科目及び● 印1科目を含む4 単位以上必修
英 語 コミュニケーション	1	〈英語科目〉 ◎Freshman English I (ML) ◎Freshman English II (ML) ◎アカデミック英語 I ◎アカデミック英語 II ◎Sophomore English I (ML) ◎Sophomore English II (ML) ◎Media English I (ML) ◎Media English II (ML) ◎English for Multicultural Communication 時事英語 I 時事英語 II ビジネス英語 I ビジネス英語 II	2 2 2 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2	1 1 1 1 2 2 2 2 3~4 1~4 1~4 1~4 1~4	◎印を含む8単位 以上必修          ※4単位まで算入可
異 文 化 理 解	1	○英国研究入門 I ○英国研究入門 II ○米国研究入門 I ○米国研究入門 II ○オセアニア研究入門 I ○オセアニア研究入門 II ○カナダ研究入門 I ○カナダ研究入門 II	2 2 2 2 2 2 2 2	1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	○印1科目を含む 2単位以上必修
計	4	※(1)イ)教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに(5)「大 学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこ この表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

○●印は教職選択必修科目

(5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
中4 高12	介護等体験実習	1	2~4	3年次に履修することが望ましい
	道徳教育の指導法	2	2~3	
	(1) イ) 教科に関する専門的事項	10		(1) イの表で20単位を超えて取得した単位
計	中学校11単位／高等学校12単位以上必修			

(6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
日 本 国 憲 法	2	○憲法Ⅰ	2	1~4	2単位以上必修
		○憲法Ⅱ	2	1~4	
体 育	2	◎体育・スポーツ	1	1~4	2種目2単位必修
		◎体育・スポーツⅡ	1	1~4	
外 国 語 コミュニケーション	2	◎インドネシア語基礎Ⅰ(a)(b)(c)(d)(e)	5	1	自身の専攻する地域言語から◎印10単位必修
		◎インドネシア語基礎Ⅱ(a)(b)(c)(d)(e)	5	1	
		◎ベトナム語基礎Ⅰ(a)(b)(c)(d)(e)	5	1	
		◎ベトナム語基礎Ⅱ(a)(b)(c)(d)(e)	5	1	
		◎タイ語基礎Ⅰ(a)(b)(c)(d)(e)	5	1	
		◎タイ語基礎Ⅱ(a)(b)(c)(d)(e)	5	1	
数理、データ活用 及び人工知能に 関する科目又は 情報機器の操作	2	◎情報基礎Ⅰ	1	1~4	2単位必修
		◎情報基礎Ⅱ	1	1~4	
計		中学校・高等学校 16単位			

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目

〈イベロアメリカ言語学科〉スペイン語専攻

(1) イ) 教科に関する専門的事項

「教科に関する専門的事項」は、スペイン語学・スペイン文学・スペイン語コミュニケーション・異文化理解の分野に分かれています。各分野での教職必修科目、教職選択必修科目を含めて必要単位数を修得します。

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
スペイン語学	1	○スペイン語音声学Ⅰ ○スペイン語音声学Ⅱ ○スペイン語学概論Ⅰ ○スペイン語学概論Ⅱ 日西語対照研究Ⅰ 日西語対照研究Ⅱ スペイン語翻訳法Ⅰ スペイン語翻訳法Ⅱ スペイン語圏マス・コミュニケーション論Ⅰ スペイン語圏マス・コミュニケーション論Ⅱ スペイン語学研究Ⅰ スペイン語学研究Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 3~4 3~4 3~4 3~4	○印2科目を含む 4単位以上必修
スペイン文学	1	○スペイン文学史Ⅰ ○スペイン文学史Ⅱ 現代スペイン文学Ⅰ 現代スペイン文学Ⅱ ○現代ラテンアメリカ文学Ⅰ ○現代ラテンアメリカ文学Ⅱ スペイン語圏文学研究Ⅰ スペイン語圏文学研究Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2	1~4 1~4 2~4 2~4 2~4 2~4 3~4 3~4	○印1科目を含む 2単位以上必修
スペイン語 コミュニケーション	1	◎スペイン語基礎Ⅲ (a) ◎スペイン語基礎Ⅲ (b) ◎スペイン語基礎Ⅲ (c) ◎スペイン語基礎Ⅳ (a) ◎スペイン語基礎Ⅳ (b) ◎スペイン語基礎Ⅳ (c) ○スペイン語スピーチ・コミュニケーションⅠ ○スペイン語スピーチ・コミュニケーションⅡ スペイン語応用Ⅰ スペイン語応用Ⅱ スペイン語総合	2 2 1 2 2 1 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 3~4 3~4 3 3 3~4	◎印6科目及び○ 印1科目を含む12 単位以上必修  ※2単位まで算入可
異文化理解	1	○スペイン文化研究Ⅰ ○スペイン文化研究Ⅱ スペイン美術史Ⅰ スペイン美術史Ⅱ ○イベリア史概論Ⅰ ○イベリア史概論Ⅱ ○ラテンアメリカ史概論Ⅰ ○ラテンアメリカ史概論Ⅱ ラテンアメリカ政治経済論Ⅰ	2 2 2 2 2 2 2 2 2	3~4 3~4 3~4 3~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	○印1科目を含む 2単位以上必修

		ラテンアメリカ政治経済論Ⅱ	2	1~4	
		メキシコ研究Ⅰ	2	3~4	
		メキシコ研究Ⅱ	2	3~4	
		スペイン時事研究Ⅰ	2	3~4	
		スペイン時事研究Ⅱ	2	3~4	
		ラテンアメリカ時事研究Ⅰ	2	3~4	
		ラテンアメリカ時事研究Ⅱ	2	3~4	
計	4	※(1)イ) 教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに(5)「大学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこの表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目

#### (5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
高12	介護等体験実習	1	2~4	3年次に履修することが望ましい
	道徳教育の指導法	2	2~3	
	(1)イ) 教科に関する専門的事項	10		(1)イ)の表で20単位を超えて取得した単位
計	高等学校12単位以上必修			

#### (6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
日 本 国 憲 法	2	○憲法Ⅰ	2	1~4	2単位以上必修
		○憲法Ⅱ	2	1~4	
体 育	2	◎体育・スポーツ	1	1~4	2種目2単位必修
		◎体育・スポーツⅡ	1	1~4	
外 国 語 コミュニケーション	2	◎スペイン語基礎Ⅰ(a)	2	1	◎印10単位必修
		◎スペイン語基礎Ⅰ(b)	3	1	
		◎スペイン語基礎Ⅱ(a)	2	1	
		◎スペイン語基礎Ⅱ(b)	3	1	
数理、データ活用 及び人工知能に 関する科目又は 情報機器の操作	2	◎情報基礎Ⅰ	1	1~4	2単位必修
		◎情報基礎Ⅱ	1	1~4	
計		中学校・高等学校 16単位			

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目

〈イベロアメリカ言語学科〉スペイン語専攻 英語「副免」

(1) イ) 教科に関する専門的事項

「教科に関する専門的事項」は、英語学・英語文学・英語コミュニケーション・異文化理解の分野に分かれています。各分野での教職必修科目、教職選択必修科目を含めて必要単位数を修得します。

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
英 語 学	1	◎英語学概論	4	1~4	◎印2科目を含む 8単位以上必修
		第二言語習得研究	4	1~4	
		◎現代英文法	4	1~4	
英 語 文 学	1	○英文学の歩みⅠ	2	1~4	○印1科目及び● 印1科目を含む4 単位以上必修
		○英文学の歩みⅡ	2	1~4	
		●米文学の歩みⅠ	2	1~4	
		●米文学の歩みⅡ	2	1~4	
		●Survey of American and English Literature	2	2~4	
		○英文学と文化Ⅰ	2	3~4	
		○英文学と文化Ⅱ	2	3~4	
		●米文学と文化Ⅰ	2	3~4	
		●米文学と文化Ⅱ	2	3~4	
		●Themes in American and English Literature	2	2~4	
英 語 コミュニケーション	1	〈英語科目〉			◎印を含む8単位 以上必修  ※4単位まで算入可
		◎Freshman English I (ML)	2	1	
		◎Freshman English II (ML)	2	1	
		◎アカデミック英語Ⅰ	2	1	
		◎アカデミック英語Ⅱ	2	1	
		◎Sophomore English I (ML)	2	2	
		◎Sophomore English II (ML)	2	2	
		◎Media English I (ML)	2	2	
		◎Media English II (ML)	2	2	
		◎English for Multicultural Communication	4	3~4	
		時事英語Ⅰ	2	1~4	
		時事英語Ⅱ	2	1~4	
		ビジネス英語Ⅰ	2	1~4	
ビジネス英語Ⅱ	2	1~4			
異 文 化 理 解	1	○英国研究入門Ⅰ	2	1~4	○印1科目を含む 2単位以上必修
		○英国研究入門Ⅱ	2	1~4	
		○米国研究入門Ⅰ	2	1~4	
		○米国研究入門Ⅱ	2	1~4	
		○オセアニア研究入門Ⅰ	2	1~4	
		○オセアニア研究入門Ⅱ	2	1~4	
		○カナダ研究入門Ⅰ	2	1~4	
		○カナダ研究入門Ⅱ	2	1~4	
計	4	※(1)イ)教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに(5)「大 学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこ この表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

○、●印は教職選択必修科目

(5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
中 4 高12	介護等体験実習	1	2~4	3年次に履修することが望ましい
	道徳教育の指導法	2	2~3	
	(1) イ) 教科に関する専門的事項	10		(1) イの表で20単位を超えて取得した単位
計	中学校11単位／高等学校12単位以上必修			

(6) 教育職員免許法施行規則第66条の6 に定める科目

前ページの(6)の表と同じ。

〈イベロアメリカ言語学科〉 ブラジル・ポルトガル語専攻

(1) イ) 教科に関する専門的事項

「教科に関する専門的事項」は、英語学・英語文学・英語コミュニケーション・異文化理解の分野に分かれています。各分野での教職必修科目、教職選択必修科目を含めて必要単位数を修得します。

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
英 語 学	1	◎英語学概論	4	1～4	◎印2科目を含む 8単位以上必修
		第二言語習得研究	4	1～4	
		◎現代英文法	4	1～4	
英 語 文 学	1	○英文学の歩みⅠ	2	1～4	○印1科目及び● 印1科目を含む4 単位以上必修
		○英文学の歩みⅡ	2	1～4	
		●米文学の歩みⅠ	2	1～4	
		●米文学の歩みⅡ	2	1～4	
		●Survey of American and English Literature	2	2～4	
		○英文学と文化Ⅰ	2	3～4	
		○英文学と文化Ⅱ	2	3～4	
		●米文学と文化Ⅰ	2	3～4	
		●米文学と文化Ⅱ	2	3～4	
		●Themes in American and English Literature	2	2～4	
英 語 コミュニケーション	1	〈英語科目〉			◎印を含む8単位 以上必修  ※4単位まで算入可
		◎Freshman English I (ML)	2	1	
		◎Freshman English II (ML)	2	1	
		◎アカデミック英語Ⅰ	2	1	
		◎アカデミック英語Ⅱ	2	1	
		◎Sophomore English I (ML)	2	2	
		◎Sophomore English II (ML)	2	2	
		◎Media English I (ML)	2	2	
		◎Media English II (ML)	2	2	
		◎English for Multicultural Communication	4	3～4	
		時事英語Ⅰ	2	1～4	
		時事英語Ⅱ	2	1～4	
		ビジネス英語Ⅰ	2	1～4	
ビジネス英語Ⅱ	2	1～4			
異 文 化 理 解	1	○英国研究入門Ⅰ	2	1～4	○印1科目を含む 2単位以上必修
		○英国研究入門Ⅱ	2	1～4	
		○米国研究入門Ⅰ	2	1～4	
		○米国研究入門Ⅱ	2	1～4	
		○オセアニア研究入門Ⅰ	2	1～4	
		○オセアニア研究入門Ⅱ	2	1～4	
		○カナダ研究入門Ⅰ	2	1～4	
		○カナダ研究入門Ⅱ	2	1～4	
計	4	※(1)イ)教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに(5)「大 学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこ この表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

○、●印は教職選択必修科目

## (5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
中4 高12	介護等体験実習	1	2~4	3年次に履修することが望ましい
	道徳教育の指導法	2	2~3	
	(1) イ 教科に関する専門的事項	10		(1) イの表で20単位を超えて取得した単位
計	中学校11単位／高等学校12単位以上必修			

## (6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
日 本 国 憲 法	2	○憲法Ⅰ	2	1~4	2単位以上必修
		○憲法Ⅱ	2	1~4	
体 育	2	◎体育・スポーツ	1	1~4	2種目2単位必修
		◎体育・スポーツⅡ	1	1~4	
外 国 語 コミュニケーション	2	◎ポルトガル語基礎Ⅰ (a)	2	1	◎印10単位必修
		◎ポルトガル語基礎Ⅰ (b)	2	1	
		◎ポルトガル語基礎Ⅰ (c)	1	1	
		◎ポルトガル語基礎Ⅱ (a)	2	1	
		◎ポルトガル語基礎Ⅱ (b)	2	1	
		◎ポルトガル語基礎Ⅱ (c)	1	1	
数理、データ活用 及び人工知能に 関する科目又は 情報機器の操作	2	◎情報基礎Ⅰ	1	1~4	2単位必修
		◎情報基礎Ⅱ	1	1~4	
計		中学校・高等学校 16単位			

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目

〈国際コミュニケーション学科〉 国際コミュニケーション専攻

(1) イ) 教科に関する専門的事項

「教科に関する専門的事項」は、英語学・英語文学・英語コミュニケーション・異文化理解の分野に分かれています。各分野での教職必修科目、教職選択必修科目を含めて必要単位数を修得します

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
英 語 学	1	◎英語学概論 ○英語音声学 ○現代英文法	4 4 4	1~4 1~4 1~4	◎印1科目及び○印1科目を含む8単位以上必修
英 語 文 学	1	○英文学の歩みⅠ ○英文学の歩みⅡ ●米文学の歩みⅠ ●米文学の歩みⅡ ●Survey of American and English Literature ○英文学と文化Ⅰ ○英文学と文化Ⅱ ●米文学と文化Ⅰ ●米文学と文化Ⅱ ●Themes in American and English Literature	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1~4 1~4 1~4 1~4 2~4 3~4 3~4 3~4 3~4 2~4	○印1科目及び●印1科目を含む4単位以上必修
英 語 コミュニケーション	1	〈英語科目〉 ◎English for International Communication II(a) ◎English for International Communication II(b) ◎Media English I ◎Media English II ◎Advanced Reading I ◎Advanced Reading II ◎English for International Communication III	2 2 2 2 2 2 12	2 2 2 2 2 2 3~4	◎印を含む8単位以上必修
異 文 化 理 解	1	○英国研究入門Ⅰ ○英国研究入門Ⅱ ○米国研究入門Ⅰ ○米国研究入門Ⅱ ○オセアニア研究入門Ⅰ ○オセアニア研究入門Ⅱ ○カナダ研究入門Ⅰ ○カナダ研究入門Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2	1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4 1~4	○印1科目を含む2単位以上必修
計	4	※(1)イ)教科に関する専門的事項の必要単位として20単位以上、さらに(5)「大学が独自に設定する科目」へ充当する単位として10単位以上、合計30単位以上をこの表中の科目から修得する必要がある。			
規則所定最低単位数	20				

◎印は教職必修科目

○、●印は教職選択必修科目

(5) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則所定 最低修得単位数	本 学 基 準			
	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
中4 高12	介護等体験実習	1	2~4	3年次に履修することが望ましい
	道徳教育の指導法	2	2~3	
	(1)イ 教科に関する専門的事項	10		(1)イの表で20単位を超えて取得した単位
計	中学校11単位／高等学校12単位以上必修			

(6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則所定		本 学 基 準			
分 野	最低修得単位数	科 目 名	単位数	履修年次	備 考
日 本 国 憲 法	2	○憲法Ⅰ	2	1~4	2単位以上必修
		○憲法Ⅱ	2	1~4	
体 育	2	◎体育・スポーツ	1	1~4	2種目2単位必修
		◎体育・スポーツⅡ	1	1~4	
外 国 語 コミュニケーション	2	◎English for International Communication I(a)	4	1	◎印16単位必修
		◎English for International Communication I(b)	4	1	
		◎Reading/Writing I	4	1	
		◎Reading/Writing II	4	1	
数理、データ活用 及び人工知能に 関する科目又は 情報機器の操作	2	◎情報基礎Ⅰ	1	1~4	2単位必修
		◎情報基礎Ⅱ	1	1~4	
計		中学校・高等学校 22単位			

◎印は教職必修科目

○印は教職選択必修科目